

岩手県告示第 149 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 3 項において準用する同法第 53 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、県営古城地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成 19 年 2 月 27 日

岩手県知事 増 田 寛 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
奥州市前沢区古城字小谷起	1 番	田	田	2,207	150
〃	77 番	〃	〃	994	560
奥州市前沢区古城字谷地	22 番	〃	〃	1,479	780
奥州市前沢区古城字亀田	87 番	〃	〃	2,030	140
〃	107 番	〃	〃	641	370
奥州市前沢区古城字田中前	151 番	〃	〃	880	130
奥州市前沢区古城字島田	31 番	〃	〃	653	340
〃	36 番 1	〃	〃	871	400
奥州市前沢区古城字高殿	30 番 1	〃	〃	1,936	830